

平成24年第3回定例会  
(第2日目)

津別町議会会議録

平成 24 年第 3 回 津別町議会定例会会議録

招 集 日 平成 24 年 6 月 18 日

場 所 津別町議会議事堂

開会日時 平成 24 年 6 月 27 日 午前 10 時 00 分

閉会日時 平成 24 年 6 月 27 日 午前 11 時 45 分

議 長 鹿 中 順 一

副 議 長 篠 原 眞 稚 子

議員の応召、出席状況

議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況	議席 番号	氏 名	応 召 不応召	出席 状況
1	乃 村 吉 春	○	○	6	白 馬 康 進	○	○
2	谷 川 忠 雄	○	○	7	藤 原 英 男	○	○
3	茂呂竹 裕 子	○	○	8	山 内 彬	○	○
4	村 田 政 義	○	○	9	篠 原 眞 稚 子	○	○
5	鳥 本 英 樹	○	○	10	鹿 中 順 一	○	○

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(イ) 執行機関の長等

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
町長	佐藤多一	○	監査委員	幾世橋良三	○
農業委員会委員長			選挙管理委員会委員長		
教育委員会委員長					

(ロ) 委任または嘱託

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
副町長	佐藤正敏	○	教育長	阿部博道	○
総務課長	林伸行	○	生涯学習課長	房田敏彦	○
総務課主幹	竹俣信行	○	生涯学習課参事	伊藤同	○
総務課主幹	松橋正樹	○	学校給食センター主幹	成田信雄	○
住民企画課長	鵜田憲治	○	農業委員会事務局長	深田知明	○
住民企画課主幹	横山智	○	農業委員会事務局次長	川口昌志	×
住民企画課主幹	齋藤昭一	○	選管局長	林伸行	○
住民企画課主幹	伊藤泰広	○	選管次長	松橋正樹	○
保健福祉課長	山田英孝	○	監査委員事務局長	小野寺祥裕	○
保健福祉課主幹	石川篤	○			
特養園長	徳田博一	○			
特養主幹	清野敏幸	○			
産業振興課長	深田知明	○			
産業振興課参事	石橋吉伸	○			
産業振興課主幹	川口昌志	×			
建設課長	江草智行	○			
建設課主幹	金野茂幸	○			
会計管理者	長良英俊	○			
総務課庶務担当主査	近野幸彦	○			

会議の事務に従事した者の職氏名

職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
事務局長	小野寺祥裕	○	事務局主任	小西美和子	○
事務局主査	小泉政敏	○			

会 議 に 付 し た 事 件

日程	区分	番号	件 名	顛 末
1			会議録署名議員の指名	4番 村田 政義 5番 鳥本 英樹
2			諸般の報告	
3	議案	39	平成24年度津別町一般会計補正予算（第2号）について	
4	〃	40	平成24年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
5	〃	41	平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について	
6	〃	42	平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）について	
7	〃	43	平成24年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
8	〃	44	平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について	
9	〃	45	平成24年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）について	
10	意見書案	1	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率2分の1への復元、「30人以下学級」の実現をめざす教職員定数改善、就学保障充実など2013年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について	
11	〃	2	地方財政の充実・強化を求める意見書について	

日程	区分	番号	件名	顛末
1 2	意見書案	3	北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書について	
1 3	〃	4	年金削減政策を中止し、さらなる充実を求める意見書について	
1 4	報告	5	専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）	
1 5	〃	6	株式会社津別町振興公社の経営状況について	
1 6	〃	7	株式会社相生振興公社の経営状況について	
1 7	〃	8	例月出納検査の報告について（平成 23 年度 4 月分、平成 24 年度 4 月分）	

(午前 10 時 00 分)

◎開議の宣告

○議長（鹿中順一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。

これから本日の会議を開きます。

本日の会議に付する議案は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（鹿中順一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において

4 番 村 田 政 義 君                      5 番 鳥 本 英 樹 君

の両名を指名します。

◎諸般の報告

○議長（鹿中順一君） 日程第 2、諸般の報告を行います。

事務局長に報告させます。

○事務局長（小野寺祥裕君） おはようございます。

諸般の報告を申し上げます。

本日の会議に説明のため出席する者の職、氏名は昨日配付しましたとおりであります。職務の都合により一部に異動がある場合がありますことをご了承願います。

本日の議事日程については、お手元に配付してあります日程表のとおりであります。議会の動向につきましては、昨日報告後から本日までの状況について第 2 回報告書としてお手元に配付のとおりであります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） これで諸般の報告を終わります。

◎議案第 39 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 3、議案第 39 号 平成 24 年度津別町一般会計補正予

算（第2号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

住民企画課横山主幹。

○住民企画課主幹（横山 智君） それでは、ただいま上程となりました議案第39号平成24年度一般会計補正予算（第2号）につきまして説明いたします。

それでは各条項をごらんいただきたいと思えます。

第1条につきましては、歳入歳出予算にそれぞれ1,608万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を46億7,126万8,000円とするものであります。

今回の補正につきましては、提案理由で申し上げましたとおりであります。特に歳出の人件費につきましては、4月の人事異動による各予算科目間の異動、届出等に伴う各種手当の修正、共済費等料率の改正による精査を行い一般会計で91万8,000円の減額、特別会計で22万4,000円の増額、合計69万4,000円の減額補正を行うものであります。

それでは、人件費関係を除いて歳出の主なものを説明いたします。6ページから7ページをお開きください。下段の款2総務費、項1総務管理費、次のページ、8ページから9ページをお開きください。中段の財産管理費、庁舎等維持管理経費、15節工事請負費は、庁舎の増築改修工事を改修工事に組み替えるものであります。

次に、10ページから11ページをお開きください。項2地域振興費、下段の企画開発費、森の健康館管理業務、12節役務費は新規開設予定の専用水道原水水質検査の増額及び検査内容、方法の変更により、13節委託料との組み替えにより差引き87万3,000円の増額補正。12ページから13ページをお開きください。15節工事請負費はレストランの空調設備、エアコンの改修工事及び新館のスロープ、階段の手すり設置により103万9,000円の増額補正をお願いするものであります。

次に、中段からの公共交通対策費は、町営バス廃止後の地域公共交通維持管理のために新たに「目」を設けました。公共交通対策経費、12節役務費は利用者の乗車予約受付等に対応するため電話回線の設置及び電話料として9万5,000円、13節委託料は時刻表看板作製として12万2,000円、18節備品購入費は受付対応用のファクシミリの購入として6万3,000円、19節負担金補助及び交付金は10月より開成線を運行する北

海道北見バスの I C カード定期券発売システムのソフト変更に伴う負担金として 320 万 9,000 円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。

次に、20 ページから 21 ページをお開きください。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、下段の国民健康保険事業特別会計繰出金は人件費分、22 ページから 23 ページをお開きください。介護保険事業特別会計繰出金は、地域密着型サービス運営委員会経費 6 万 5,000 円及び人件費として、次の介護サービス事業特別会計繰出金は、特養施設の建物共済金 3,000 円及び人件費分をそれぞれ補正するものであります。

次に、老人福祉費、下段の住民参加型高齢者生活支援等推進事業は、北海道が本年度より 3 年間実施する新規事業で、市町村での実施は単年度限りであります。住民との意見交換会やコーディネーターの配置等を主なものとした住民参加型地域推進事業と、他市町村へ取り組み等を情報提供する広域市町村連携事業の実施が必須となっており、補助率はコーディネーター配置に係る経費については 2 分の 1、その他経費については 10 分の 10 で 300 万円が上限額となっております。7 節賃金はコーディネーター実態把握調査及び訪問記録等事務として 79 万 7,000 円、8 節報償費は意見交換会、結果報告会及び指導講師謝礼として 87 万 7,000 円、11 節需用費は消耗品及び報告等、チラシ印刷として 37 万 3,000 円、24 ページから 25 ページをお開きください。18 節備品購入費は折りたたみ椅子、テーブル、ホワイトボード及びプロジェクター等の購入として 109 万 9,000 円、総額 314 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の自治相談費、広域集会施設管理経費は、木樋会館の外壁修繕として 25 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の交通安全推進費、交通安全啓発指導経費は、任期満了に伴い新たに委嘱した 3 名の交通指導員の制服購入代として 33 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次の項 2 児童福祉費、保育所費、保育所運営経費は、未実施だった本岐保育所の清掃業務及び感染症対策として 3 保育所の消毒清掃を実施することとし、消毒薬剤及び委託料として 65 万円の増額補正をお願いするものであります。

次に、款 4 衛生費、26 ページから 27 ページをお開きください。項 1 保健衛生費、保健衛生総務費、地域医療維持助成は津別病院に対する補助金 7,000 万円のうち、救急

医療分 200 万円については特別交付税で措置されていますが、オホーツク総合振興局より区分計上の指導があったことから補正をお願いするものであります。

下段の環境衛生費、下水道事業特別会計繰出金、次の簡易水道事業特別会計繰出金は、特別会計での人件費に係る補正をお願いするものであります。

次に、28 ページから 29 ページをお開きください。款 6 農林業費、項 1 農業費、30 ページから 31 ページをお開きください。農業振興費、中段の消費・安全対策事業は J A つべつが事業主体で実施するカボチャのヘプタクロル残留対策として 13 万円の増額補正をお願いするものであります。

次の環境保全型農業直接支払交付金事業は、事業の推進活動及び用件確認等の市町村推進事業分として 14 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、32 ページから 33 ページをお開きください。畜産業費、町営牧野管理業務は達美牧場の給水ポンプの修繕として 48 万 7,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、項 2 林業費、下段の林業振興費、林業振興事務経費は道が設置した森林計画制度の人工林施業基準に関する検討委員会の委員に職員が就任したことから会議等出席のため 9 節旅費で 12 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、34 ページから 35 ページをお開きください。款 7 商工費、項 1 商工費、下段の商工振興費、レストハウス管理経費、18 節備品購入費は、冷凍冷蔵庫の故障により購入費用 59 万 9,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、観光費 36 ページから 37 ページをお開きください。河岸公園管理経費は木製遊具の修繕として 32 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、40 ページ、41 ページをお開きください。款 10 教育費、42 ページから 43 ページをお開きください。項 2 小学校費、小学校施設管理経費、11 節需用費、修繕料は、活汲小学校の給食搬入ドアの修繕として 43 万 3,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次のスクールバス経費は、東岡スクールバスの運行形態を委託から雇用している臨時職員対応に変更したことから 135 万 4,000 円の減額補正をお願いするものであります。

次に、46 ページから 47 ページをお開きください。項 4 社会教育費、下段の社会教育振興費、埋蔵文化財調査事業は、提案理由でも説明したとおり平成 25 年度より測量調査、計画策定を予定している国営農地再編整備事業について事前調査として埋蔵文化財の試掘調査が必要なことから所要額 500 万 4,000 円の増額補正をお願いするものであります。

次に、48 ページから 49 ページをお開きください。下段の款 14 諸支出金、項 1 過年度支出、過年度支出は、50 ページから 51 ページをお開きください。就学援助費のクラブ活動費が過年度支出となったため 9 万 2,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは、歳入にお戻りください。4 ページから 5 ページをお開きください。款 13 国庫支出金、項 2 国庫補助金、教育費国庫補助金、町内遺跡発掘調査事業は歳出で説明しました埋蔵文化財調査事業分として 250 万円の増額補正をお願いするものです。

次の款 14 道支出金、項 2 道補助金、民生費道補助金は、歳出で説明しました住民参加型高齢者生活支援等推進事業として 298 万 2,000 円の増額補正、農林業費道補助金、農業委員会等活動促進事業は追加配分として 27 万 9,000 円、農地・水・環境保全向上対策事業は町の推進事業として 11 万円、消費・安全対策事業は、歳出で説明しました J A が事業主体で実施する事業に対して 13 万円、環境保全型農業直接支払交付金事業は、町の推進事業分の追加として 14 万円のそれぞれ増額補正をお願いするものであります。項 3 道委託金、総務費道委託金、経済センサスは、交付決定があったことから 7 万 3,000 円の増額補正をお願いするものです。

次の款 16 寄附金、項 1 寄附金、民生費寄附金は、最上の宮田智明様からの寄附金として 3 万円の増額補正をお願いするものです。

次の款 18 繰越金、項 1 繰越金、繰越金、前年度繰越金は、今般補正の一般財源不足分として 979 万 5,000 円の増額補正をお願いするものです。

次に、款 19 諸収入、項 5 雑入、雑入、その他は、歳出で説明しました交通指導員の制服購入に対する 4 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであります。

それでは第 1 表にお戻りください。第 1 表につきましては、ただいま歳出・歳入で説明いたしました内容をそれぞれ補正し、第 1 条の条項どおりにするものです。

以上、説明いたしましたので承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 16 分

再開 午前 10 時 18 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

本案について質疑を許します。

ありませんか。

2 番、谷川忠雄君。

○2 番（谷川忠雄君） 1 点だけお尋ねをしたいというふうに思います。9 ページに財産管理費の中で庁舎等維持管理経費の建物共済の関係 8,000 円、細かいですが、こういう関係のものが数目にわたって微額の補正があると。これはペレット火災のあれを受けての火災保険関係の改定だというふうに思うのですが、総体的にどんなふうな形で改定なりなんなりをしたのかということについて聞いていないというふうに思いますので、その辺のところをまずお聞きしたいというふうに思います。

それとあわせて、こういうふうな改定をされたのであれば、森の健康館は非常に遠い位置で宿泊の関係もあるということで、この辺は現計で対応できているのかどうかをあわせて伺いたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 総務課松橋主幹。

○総務課主幹（松橋正樹君） 谷川議員の質問に対してお答えいたします。今回の補正につきましては、建物の共済基準となります建築費につきまして、従来当初の建築費をもとに共済金に加入しておりました。ところが共済の基準といたしましては、再建築費を基準とするということでございまして、この共済加入期間が9月18日から1年間ということでございますので、今回の補正でないと間に合わないということで、今回につきましては、その再建築費をもとに保険料を算定したということでございます。全体的に見直しまして、今回につきましては総体で20万7,000円ほど逆に減額になっているというような状況でございます。

個々の建物につきましては、適宜新年度予算に向けまして見直しを図っていきたいというようなことで考えております。

森の健康館でございますけれども、今ちょっと見たところでは現計予算で対応しているということでございます。森の健康館につきましては、29万6,000円の共済金額というような状態になっております。すみません。加入率が40%を限度として加入しております。それぞれ機械、収容品については800万、宿泊所については590万、渡り廊下237万、旧館1階フロアの分煙室については53万、増築部分がありまして、それについては1億2,200万、森の健康館収容品については413万、平成9年の増築分地下につきましては8,400万等々となっております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 事務的な細かいことは私はお尋ねはしていないと、言ってみれば前回の小破火災というか、それを受けて火災保険の加入率等を全体的に見直すというふうなお話もあったというふうに思います。それで例えば火災の危険のあるものだとか、あまりほとんど火災の保険にはたくさん入れればいいけど保険料もかかることですから、例えば現行2割入っていたのを例えば火災、火の元を扱うような所だとか、お客さんのいる所は例えば4割に加入率を変えましただとか、そういうふうなことの総体的な見直しがなされたのかどうかということについて、ちょっとお話をいただきたいということが本意でございます。

それで、現行で何とか保険料もかかることですから現行でそのままいくというのであったらそれはそれでいいのですけれども、その辺の見直しが全体的にどんなような形になっているかということについて、再度総括的にお答えをいただければいいかなというふうに思いますのでお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 副町長。

○副町長（佐藤正敏君） ペレット工場の関係で私のほうからちょっとご答弁を申し上げた経過がありますので、私のほうからお話しを申し上げたいと思います。

見直しを図っていきたいということはその年で申し上げました。ただ9月18日が切り替え日だったということがありまして、9月の補正になかなかちょっと議会等には

間に合わないというようなこともございました。それともう一つ、やっぱり全体的な見直しがどうしても必要というようなことになりまして、そして費用も100%入っていくと今の金額の倍以上と、簡単に計算していけばそういう問題等も含めてあるというようなことから、具体的な見直しの部分については新年度予算に向けて、新年度の部分から整理していきたいということで今内部の中では今整理になってございます。今回出したのは火災が起きてわかった再建築費用という部分の整理だけは今回行おうということで考えておりますので、そういうことでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 2番、谷川忠雄君。

○2番（谷川忠雄君） 総体的な答えとしてはわかりました。当然全体的な見直しを図って、ものによって万全を期すということであれば一定のまとまった段階で当然見直しはこうなっていますよという説明を是非お願いしたいなど。我々も我々の見ただけでどうなのかということで十分意を尽くしたいというふうに思っていますので、質問を終わります。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 23ページの住民参加型高齢者生活支援事業の対象者含めて、この事業の詳しい内容についてどういうものかお聞きをしたいというふうに思います。

もう1点、47ページの社会教育振興費の埋蔵文化財の調査事業についてお聞きをしたいと思います。これは国営事業の関係でやられるようでございますけども、この事業の具体的な地域だとか内容についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今ご質問ありました住民参加型高齢者生活支援等推進事業の内容についてご説明申し上げたいと思います。

この事業は、先ほどの住民企画課主幹のほうからもお話ありましたが、平成24年度から始まる北海道の新規事業でありまして、高齢者が住み慣れた地域の中で医療、介護、福祉サービス、また様々な生活支援サービスが切れ目なく提供される体制ということで地域包括ケアシステム、このシステムの構築に向けて北海道がなかなか全道的

に見ても進んでいないということでモデル地区を設けて、この包括ケアシステムの体制整備を図っていこうということで始まった事業であります。オホーツク管内では、津別町が指定の内示1町ですが指定内示を受けて、全道では21自治体が指定をされるということで聞いております。補助基準額は津別町単年度の事業ですが300万を受けまして、先ほど補助の内容ではコーディネーターの配置経費が2分の1、その他に係る経費が10分の10という内容であります。

この事業の内容ですが、住民参加型高齢者生活支援等推進事業ということで、住民の方も加わってこの地域の中で長く住み続けるためには、どんなサービスが今の現状の中で不足をして、どういうサービスがあれば住み慣れた地域の中で生活をできるのか、そういった部分を講師等を招いた中で討論会だとか、あるいは意見の交換会、そういった部分を行う経費として今回計上したところでありまして、具体的にはその地域がどういう地域なのかということで実態把握の調査を予定をしております。

具体的には相生地区を今予定をしているところですが、御承知のとおり、きのうの質疑の中でも出されてきておりましたが、今現在、相生地区65歳以上の高齢化率58.39%と高齢化率が60%近くになっておりますし、このうちひとり暮らしだとか夫婦世帯は83%、65歳以上のうち83%はひとり暮らし、あるいは夫婦世帯、そういう現状になっていて、自分での生活が苦しくなると住み替えざるを得ないということで、ケアハウスのほうにも相生地区の方は入っている方いらっしゃいますけど、割合的には相生地区の方は結構多く入居しているというような現状であります。そういうようなことで、この相生地区の65歳以上の全戸数を実態把握をしようということで考えております。その分析をもとに今考えているのは大学の先生に協力をいただいて、その分析に協力を願ったりだとか、更には住民全体を集めての説明会、そういった部分も予定をしているところであります。この結果をもとに来年度以降、例えば今介護サービス以外では見守りだとか、あるいは配食サービスだとか、社会福祉協議会を中心に行ってきておりますが、第5期の介護保険計画の中にもこの地域生活支援サービスの充実といった部分を上げておりますし、この部分をどんなサービスができるのか、更には有償ボランティアの制度といった部分も介護計画の中に盛り込んでおりますが、具体的にそれをどんなふうにしたらこの津別の町の中で機能がするのか、そういった分

も含めてこの討論会、この事業を通してながら事業の新たな事業をつくっていききたいなと、そんなふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 生涯学習課参事。

○生涯学習課参事（伊藤 同君） ご質問のありました埋蔵文化財の調査事業の概要についてご説明申し上げたいというふうに思います。この事業は国営農地再編成事業という北海道開発局網走開発建設部が事業主体となりまして平成 25 年度より調査、測量、計画策定等がされる事業について事前調査ということで埋蔵文化財の調査を行う予定になっております。これは地域としては全町、岩富から相生まで全町にまたがる 29 圃場が全体であります。調査の対象面積については 30.7 ヘクタールほど予定をしております。今年度 24 年度については、約 15 圃場の 16 ヘクタール、来年度、平成 25 年度については 14.7 ヘクタール、14 圃場ほどをやる予定となっておりますけれども、この作物の取り上げられた後から調査をしなければならないという問題がありますので、全体では 30.7 ということでやりますけれども、多少の年度によって変化は出てくる可能性が出てくるというふうに見ております。全体の本年度の予算としては、ここにあります 500 万 4,000 円を予定をしております、このうち国のほうからの補助、2分の1の補助がありまして、これは国宝重要文化財等保存整備費補助金というものがございまして、これで2分の1、250 万が国からの補助という形でとり進められることになっていくということになります。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） 8 番、山内彬君。

○8 番（山内 彬君） 29 ページの事業内容につきましてお答えいただきました。相生地域ということで、この主に調査事業でございますけれども、これを全町的に今後この結果踏まえて全町的にやるのかどうか、これあたりを、また本岐、活汲だとか地域でございますけれども、そういうことも考えているのかどうかお伺いをしたいというふうに思います。このいわゆる高齢化だとかそういう地域だけを想定してやられるのか、それあたりを含めてこの事業について再度お伺いをしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） 今のご質問ですが、ちょっと先ほどの説明で足りなかったのですが実態調査を行うのは相生地区も中心としてやるのですが、そのほかに市街地区の一部の自治会も、まだちょっと大体こちらのほうでは決まっているのですが、まだその自治会との協議がまだ終わっていないのであれなのですけども、市街地区の一部でもやろうということで考えております。この調査終わった後の意見交換会だとか、あるいは住民の調査結果の概要だとか、更にはこういうサービスが皆さんあったらいいですよという、そういう報告会やなんかも大学の先生も入ってもらいながら予定をしているのですが、そういった部分は相生地区でも行いますし、町全体でも市街地区の中でも行おうということで考えております。実態把握の部分についてはちょっとまだ全町的にこれを広げていくのかといった部分まではまだ考えておりませんが、ただ今回の部分は介護福祉サービス以外のサービス、これを津別町としてどういうサービスが今求められていて、どういうサービスが今可能なのかと。そういった部分をこの事業を通しながらつくっていききたいなということで考えておりますので、相生地区だけのサービスじゃなくて全町的なサービスとして、そういうサービスをつくっていききたいということで考えているところであります。

以上です。

○議長（鹿中順一君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 39 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 40 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 4、議案第 40 号 平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（山田英孝君） ただいま上程となりました議案第 40 号 平成 24 年度津別町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、さきの提案理由で申し上げましたように、歳出では人事異動等による人件費の減額であり、歳入では人件費補正に伴う一般会計繰入金の減額を内容とする補正であります。第 1 条といたしまして歳入歳出予算の総額からそれぞれ 52 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を 9 億 757 万 6,000 円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので 6 ページ、7 ページをごらんください。款 1 総務費の給与費では、人事異動に伴う減額及び共済費の負担率改定に伴う経費を合わせまして 52 万 4,000 円の減額補正をお願いするものであります。

続きまして、歳入のご説明を申し上げます。4 ページ、5 ページをお開きください。款 8 繰入金、項 1 他会計繰入金のその他一般会計繰入金につきましては人件費分として 52 万 4,000 円の減額補正であります。

それでは条文に戻っていただきまして、第 1 条第 2 項におきまして、それぞれの補正額を款項ごとに第 1 表で整理をさせていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第40号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第41号

○議長(鹿中順一君) 日程第5、議案第41号 平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

保健福祉課主幹。

○保健福祉課主幹(石川 篤君) ただいま上程となりました議案第41号 平成24年度津別町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、さきの提案理由の中でも申し上げましたように、歳出では、共済費の負担率改正に伴う人件費の追加及び地域密着型サービス運営委員会経費の追加補正であります。第1条といたしまして歳入支出予算の総額にそれぞれ8万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億5,778万7,000円とするものです。

それでは歳出のほうからご説明申し上げますので、6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、総務管理費、一般管理費の給与費では共済費の負担率改正により2万2,000円を追加するものであります。

次、款5地域密着型サービス運営委員会費については、介護保険事業計画の中で小規模多機能介護施設の整備計画について公募を行い、地域密着型サービス事業者を市町村長が事業者を指定いたします。その公募の事業者の選考に係る経費であります。報酬で6万円、旅費で5,000円を追加するものであります。

続いて、歳入にお戻りいただきたいと思います。4ページ、5ページをお開きください。款7繰入金、一般会計繰入金、その他一般会計繰入金は、歳出で説明いたしました経費に係る繰入金で8万7,000円の追加補正となります。

それでは第1表に戻っていただきまして、それぞれの補正額を款項ごとに整理させていただきましたので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第42号

○議長（鹿中順一君） 日程第6、議案第42号 平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

特養主幹。

○特養主幹（清野敏幸君） ただいま上程となりました議案第42号 平成24年度津別町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきまして内容のご説明を申し上げます。

補正の主な理由といたしましては、さきの提案理由でご説明しましたように、歳出

では共済費負担率の改定等による人件費の追加、建物共済基準額の見直しに伴う保険料を追加し、歳入ではサービス収入及び一般会計からの繰入金の追加などによる補正であります。

第1条におきまして、歳入歳出予算の総額に48万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億8,108万6,000円とするものでございます。第2項につきましては後ほどご説明申し上げます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので6ページ、7ページをごらん願います。款1施設管理費、目1特養施設費におきまして66万円の追加をお願いするものであります。内訳といたしまして給与費におきまして65万7,000円の追加でございますが、職員1名の生活形態の変更に伴い通勤及び住居手当の追加を行い、共済費では共済組合事業主負担の見直しに伴う追加でございます。

次に、特養施設管理経費の役務費、保険料は、特養の建物共済に係る共済基準額の見直しにより3,000円の追加であります。

次に、デイサービス費の給与費、共済費は、特養と同様の理由により1万6,000円の追加をお願いするものであります。デイサービス運営経費、需用費、燃料で25万円の減額とありますが、昨年までデイサービス所有のワゴン車を東岡地区の児童送迎用として教育委員会に貸し出ししてまいりましたが、本年度からデイサービスの営業時間の延長により教育委員会に貸し出しができない状況になりましたので、当初予算に計上していた教育委員会使用分の燃料分を減額するものであります。

次に、款2介護支援事業費でございますが、8ページ、9ページをごらん願います。目1介護支援事業費で6万円の追加でございますが、給与費で特養、デイサービスと同様の理由から2万3,000円の追加であります。居宅介護支援事業経費の3万7,000円の追加は、ケアマネージャー1名分の資格更新費用としまして各種申請収入証紙料、登録手数料でございますが3,000円の追加、初回時負担金、研修更新費用として3万4,000円を追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入にお戻りいただきまして4ページ、5ページをお開き願います。今回の補正は財源の調整が主なため、各施設等ごとの歳出補正額に合わせて内容を説明させていただきますので、議案の説明内容が飛ぶこととなりますがご了承願います。

まず、特養関係の歳出補正額 66 万円の追加でございますが、款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 事業費繰入金の中の特養事業繰入金として 66 万円を追加するものでございます。

次に、デイサービス関係の歳出補正額 23 万 4,000 円の減額でございますが、款 1 サービス収入、項 1 介護給付費収入、節 3 デイサービス介護給付利用料収入 26 万 4,000 円、項 2 自己負担金収入、節 4 デイサービス介護給付自己負担分 6 万 6,000 円をそれぞれ追加し、款 4 諸収入、雑入でデイサービス車使用料 56 万 4,000 円の減額を行おうとするものでございます。デイサービス車使用料の減額は、歳出でもご説明しましたとおり、本年度よりデイサービスの営業時間の延長に伴い送迎時間が重複することにより、東岡地区の児童送迎用として教育委員会へ貸し出しができなくなったことによるものであります。

次に、居宅介護支援関係の歳出補正額 6 万円の追加でございますが、款 1 サービス収入、目 3 居宅介護サービス計画費収入、節 1 居宅ケアプラン作成料収入 3 万 7,000 円、款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金、節 1 事業費繰入金、介護支援事業繰入金 2 万 3,000 円をそれぞれ追加をお願いするものでございます。

それでは条文にお戻りいただきまして、第 2 項の第 1 表につきましては、ただいまご説明いたしました内容を款項区分ごとに整理したものであります。

以上で内容の説明を終わりますので、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 42 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第 43 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 7、議案第 43 号 平成 24 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第 43 号 平成 24 年度津別町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、共済費の率改定に伴う精査によるものです。第 1 条におきましては、歳入歳出それぞれ 1 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3 億 8,951 万 4,000 円とするものであります。

それでは、歳出の 6 ページ、7 ページをお開きください。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費におきまして、給与費の共済費について 1 万 4,000 円を追加するものであります。

次に、歳入の 4 ページ、5 ページをお開きください。款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては、歳出の給与費に係る 1 万 4,000 円を追加するものであります。

最初の条文に戻っていただき、第 1 条第 2 項の第 1 表につきましては、ただいま説明しましたものを款項区分を整理したものです。

以上説明申し上げましたので、ご承認よろしくお願いいいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

(「なし」の声あり)

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(鹿中順一君) 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(鹿中順一君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第44号

○議長(鹿中順一君) 日程第8、議案第44号 平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹(金野茂幸君) ただいま上程となりました議案第44号 平成24年度津別町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、共済費の率改定に伴う精査によるものです。第1条におきましては歳入、歳出それぞれ1万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ4,331万6,000円とするものであります。

それでは、歳出の6ページ、7ページをお開きください。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費におきまして、給与費の共済費について1万6,000円を追加するものであります。

次に、歳入の4ページ、5ページをお開きください。款3繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、歳出の給与費に係る1万6,000円を追加するものであります。

最初の条文に戻っていただき、第1条第2項の第1表につきましては、ただいま説明いたしましたものを款項区分に整理したものでございます。

以上、説明を申し上げましたのでご承認よろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第45号

○議長（鹿中順一君） 日程第9、議案第45号 平成24年度津別町上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

内容の説明を求めます。

建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいま上程となりました議案第45号 津別町上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

補正の理由につきましては、提案理由でも申し上げましたとおり、収益的収入及び支出については、水道事故に対する修繕用資材と人事異動及び共済費の負担率改定によるものであり、資本的収入及び支出については豊永地区配水本管折損事故に係る配水管網整備に要する設計委託を追加するものであります。

それでは、収益的収入及び支出から説明申し上げます。3ページをお開きください。支出において、款1水道事業費用、項1営業費用、目1原水及び浄水費の106万1,000円の追加は、修繕用資材を備蓄するものであります。

目3総係費の15万4,000円の追加は人事異動、共済費負担率改定によるもので給与で1万5,000円、手当等で10万円、法定福利費で2万9,000円、負担金で1万円を追加するものです。

次に、資本的収入及び支出ですが、支出において、款1資本的支出、項1建設改良費、目1配水施設設置費の385万5,000円の追加は、豊永地区における配水管網整備に係る設計委託費で、配水管新設210万5,000円と、工業用水配水管移設175万円の設計委託費でございます。

続いて4ページは、資金計画となります。内容は記載のとおりでありますので説明については省略させていただきたいと思っております。

続いて5ページ、6ページをお開きください。このページは予定貸借対照表となります。6ページ下から5行目、当年度純利益につきましては、ただいまの補正によりまして306万4,000円を見込むものでございます。

1ページにお戻りください。第2条収益的収入及び支出において、支出について121万5,000円を追加し、総費用を1億2,992万9,000円とするものであります。

第3条資本的収入及び支出では、予算第4条本文括弧書き中、収入が支出に対し不足する額4,913万9,000円を5,299万4,000円に、補填する過年度分損益勘定留保資金4,824万1,000円を5,191万3,000円に、同じく補填する消費税及び地方消費税資本的収支調整額89万8,000円を108万1,000円に改め、資本的支出の予定額を385万5,000円追加し、総支出を1億1,024万1,000円にするものであります。

第4条、議会の議決を経なければ流用できない経費といたしまして、職員給与費について15万4,000円を追加し、1,364万2,000円とするものであります。

第5条たな卸資産の購入限度額につきましては、予算第8条中489万2,000円を595万3,000円に改めようとするものであります。

次に、2ページの予算補正実施計画につきましては、ただいま申し上げましたものを款項目区分に整理したものでございます。

以上、説明を申し上げましたのでご承認のほどよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について質疑を許します。

8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 3ページの支出のほう、資本的収入及び支出の先般の水道事故によって多分ルートを変える設計業務ではないかと思いますが、この工事の予定しているルート含めて内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） ただいまのご質問の内容といたしまして、折損事故に係る改良につきまして、本管につきましては高台からの浄水場、現在のルートを新しく変えまして、中学校通りから新たにプールのほうに路線を振りまして、そこからダクタイル鋳鉄管で100ミリですけれども、そこから各家庭に配水をするという予定になっております。その今回の設計委託をみております。

それと同じく一緒に入っていました工業用水につきましては、折損事故の箇所があまりにも近いということから、民家にも近いということからルートを変更いたしまして3号線の道路の縁に入れますか、それとも今言った中学校通りの道路と同じ路線に分けて入れる、ちょっと今これから調査の段階で検討しなければならないのですが、できれば同じ掘削箇所を1つにしてルートを1つにして、ちょうど水の流れが逆になるのですが、そういう形で入れようかなと今考えております。

それで工業用水については、塩ビの200ミリのパイプをみている予定になっております。

以上で説明を終わります。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 何かちょっとわかりづらい説明でありますけれども、確か事故が起きた所は住宅の裏側ということで、非常に狭い場所だというふうに思います。多分この水道は高台の浄水場から真っすぐ山の中を下って配水管をあつ事故の場所に引っ張っているというふうに思います。将来考えたら、どこまでルートを変更するのかわかりませんが、今のお答えだとあまりルートを大きく変わるような内容ではないかと思いますが、再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） すいみません、内容の説明がちょっとあれだったのですけども、当初事故が起きた路線につきましては高台から真っすぐ下におりてきまして、温水プールのそばを通りまして今回折損事故のあった箇所を通っていたルートなのですけども、それについては今回折損箇所の部分はまるで廃止するという事で予定しております。そして将来的にも今言った高台からの真っすぐ下のルートをやめまして、高台から町道を伝って下りてくる変形の交差点、あそこに真っすぐ下りてきまして、そのルートから町道の裏側でなくて道路側を通るルートにして、行く行くはプールのほうも含む配水管網にしていこうという形になっております。

そして、工業用水につきましても水の流れは変えないのですけども、ルートを今の家の裏ではちょっと危険ということで、同じく3号線ではなくて町道側に持ってくるか、それがだめであれば3号線側のほうに移し替えるという形にする予定になっております。

以上で説明終わります。

○議長（鹿中順一君） 8番、山内彬君。

○8番（山内 彬君） 説明が皆さんわかったのかどうかわかりませんが、非常にわかりづらいのですけども、私が申し上げているのは今のルートというのは配水場から下の山を下っておりてきていると。そこを全く変えるということで今説明されたのか、そうするならば今あるルートを廃止するという事で考えてよろしいのか、あのルートを廃止するとなれば、現在の管は産廃処理法からいうと、あそこを全部掘り返して管を抜かなきゃならないということになろうかと思うのですけども、それあたり検討されたのかどうか再度お伺いしたいと思います。

○議長（鹿中順一君） 建設課主幹。

○建設課主幹（金野茂幸君） 今、現在折損した箇所のルートにつきましては、あれを廃止しますと今プールに水があそこから通っているものですから、浄水場からプールに真っすぐおりてプールに入っている水が一つありますので、それはすぐには廃止できないということで、逆に変形交差点の下を通りまして町道を通ってプールのほうに逆に行く予定にはするのですけども、今回はそこまではみないで、プールを過ぎた

町道から下段に下りて切り替えようという話にして、将来的にはそのプールも今回調査をかける設計委託に将来的にはそこに食い込むということの予定をしていますけども、今年の工事につきましては、ちょうど折損箇所の部分だけを切り替えるということで、水についてはそこで一応止めますけどもプールには支障はないという形にはさせようと思っております。

以上です。

○議長（鹿中順一君） 建設課長。

○建設課長（江草智行君） もう少し付け加えさせていただきたいと思います。現在あそこのルートは2本の本管が走っております。高台の配水場からまずは今の町道、高台に上って行く道路なりに走っていくルートが1本ございます。これは平成17年度に施工いたしまして300ミリのダクタイル鋳鉄管が入っております、ちょうど五差路といいますか複雑になっております交差点の所まできて、今の既設の本管200ミリにつながっております。もう1本ございまして、それは昔の香川さんの所をまっすぐ下りてきて、それから昔の林鉄跡、今の町道3号線ですが、それを越えて土工組合の用水路の横を通った形で今の折損事故のを通っているルートがございまして。そのルートには上水道の配水管と、もう一つ工業用水の配水管が1メートル程度の間をおいて2本平行して走っているという状況になっております。

今後につきましては、今回はこの香川さん側の上水道からの本管が折損したということで、その本管の折損した場所につきましては、特に折損した所の住宅が非常に本管に近い所に張り付いているということで、今後同じような事故があった場合には復旧工事が非常に難しいと、場合によっては既存の住宅に影響が出る恐れがあるということで、この部分につきましては本管を使わないというふうにしようというふうを考えております。ですからルートを変更するといいますか、一つはそこで途中で切ってしまうと、それ以後は使わないようにしたいというふうを考えております。その代替処置として上水につきましては今さきに申し上げました300ミリ1本、これはもう既にダクタイル鋳鉄管で耐震構造になっておりますので、300ミリという大口径ですので十分に水量があるということで、今後は上水についてはこの300ミリ1本で全町に給水するという計画を持っております。

もう一つ問題なのは工業用水でありまして、その工業用水につきましては平行して入っていますので同じ場所には置いておけないということで、今回ルート替えをするというふうに考えております。将来的には昭和 52 年の古い管でございますので、また部分的には非常に深い所、その後に盛土をされて深い所もあって管理的にも難しい面もあるということですので、上水については将来的にはその管については廃止をしていきたいというふうに考えております。工業用水についてはそのルートしかございませんので、今後も維持する必要があるかなというふうに考えてございます。

ただ、山内議員さんおっしゃいましたように掘り返すかという問題なのですが、それについては掘り返すについても非常に住宅が隣接しておりまして、掘り返して取るというのかなり厳しいところがありますので、それらも含めて今後検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鹿中順一君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 質疑を終結します。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） 討論なしと認めます。

議案第 45 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。

休憩 午前 11 時 11 分

再開 午前 11 時 25 分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

◎意見書案第 1 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 10、意見書案第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など 2013 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

9 番、篠原眞稚子さん。

○9 番（篠原眞稚子さん） [登壇] 意見書案第 1 号 義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 2 分の 1 への復元、「30 人以下学級」の実現を目指す教職員定数改善、就学保障充実など 2013 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書について説明します。

この時期に毎回皆様のご協力を得まして意見書を提出させていただいております。それで今回、記のところの 4 つを読み上げ、提案させていただきたいと思います。

1、義務教育費国庫負担制度の堅持と負担率を 2 分の 1 に復元すること。

2、文部科省「新・教職員定数改善計画」の確実な実施及びそれを上回る「30 人以下学級」の早期実現と教職員定数の改善を早期に実行すること。当面、小学校 2 年生から中学校 3 年生の学級編成標準を順次改定すること。

また、住む地域に関係なく子どもたちの教育を保障するために、複式学級の解消に必要な教職員定数の改善及び必要な予算の確保を図ること。

3、子どもたちや学校、地域の特性にあった教育環境を整備し、充実した教育活動を推進するために、教頭・養護教員・事務職員の全校配置を実現すること。

4、給食費、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消、就学保障の充実、図書費などの国の責任において教育予算の十分な確保、拡充を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出したいと思います。

表のほうに書かれている衆・参両議長及び関係大臣に提出したいと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第1号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第2号

○議長（鹿中順一君） 日程第11、意見書案第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、乃村吉春君。

○1番（乃村吉春君）〔登壇〕 例年この意見書については、皆様のご理解を得て提出させてもらっておりますので、今年度もよろしくお願いをしたいと思います。

前段を読み上げて説明にかえさせていただきます。

地方財政の充実・強化を求める意見書、急速な高齢化社会が到来し、国の歳出に占める社会保障関係費の割合は5割を超え、社会保障の機能強化と持続可能性の確保が一層重要となっております。

社会保障においては、子育て、医療、介護など多くのサービスを提供する地方自治体の役割が高まっており、安心できる社会保障制度を確立するためにも、安定した財源の確保が重要である。また、全国の経済状況は依然として停滞しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割は、ますます重要となっている。

特に、地域経済と雇用対策の活性化が求められる中で、介護・福祉施設の充実、農

林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保と結びつけ、これらの政策分野の充実・強化が求められている。2012 年度政府予算では、地方交付税については総額 17 兆 5,000 億円を確保しており、2013 年度予算においても、2012 年度と同規模の地方財政計画・地方交付税が求められている。

このため、2013 年度の地方財政予算全体の安定確保に向けて政府に次のとおり対策を求めるということで、記以下 3 項目について意見書を出すものであります。

提出先については表に書いてありますとおり、総理大臣以下、財務大臣、総務大臣などです。

そういうことですので、よろしく願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第 2 号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎意見書案第 3 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 12、意見書案第 3 号 北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

4 番、村田政義君。

○4 番（村田政義君） 〔登壇〕 それでは、意見書案第 3 号の提案をさせていただきます。皆様のご理解よろしくお願ひしたいと思います。

読み上げて提案にかえさせていただきたいと思ひます。

北海道地域最低賃金の大幅な改善を求める意見書案についてであります。非正規労働者の増大とそれに伴う低賃金層の増加に対して、賃金の最低限を保障するセーフテ

インターネットを強化する最低賃金制度の役割は、ますます大きくなってきている。

2007年度に「成長力底上げ戦略推進円卓会議」の合意、2008年の改正最低賃金法による「生活保護施策との整合性に配慮する」などの経過、2010年は雇用戦略対話における「早期に全国最低 800 円を目指す」との政公労使合意などにより、この5年間で61円の引き上げが行われ、北海道の最低賃金は705円となっている。

全国的にも、昨年、生活保護費との乖離解消が6都道府県で進められたが、依然、乖離額が残されているのは3道県である。特に乖離額（現行17円）が最大である北海道としては、働くことのインセンティブを高めるには、その乖離を速やかに解消することが喫緊の課題であり、その実現を通じて安心して生活のできる賃金を約束しなければならない。

法定労働時間フルに働いても、税込み月額12万円程度、年額でも140万程度にしかないが、昨年度14円引き上げ改定に伴う影響率は10.1%、パートに至っては26.7%となっており北海道の非正規率の高さ、最低賃金に張り付く低賃金体系となっていること、生活困窮の度合いが深まっていることが明らかとなっております。「最低限の生活を保障水準」として示された「時間給870円、月額14万4,000円」とはほど遠いものとなっている。

特に北海道は、非正規労働者比率が4割と高く、低賃金・最低賃金に張り付く賃金体系が多い地域であり、地域経済の活性化と所得税収の確保、社会保障制度の維持・充実に向けて、納税を果たせる賃金の確保と、全体の底上げは重要である。

以上の趣旨に基づき、1の項目につきまして地方自治法第99条の規定により北海道労働局長 高橋和子へ提出するものであります。

是非皆さんのご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第3号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案おとり可決されました。

◎意見書案第4号

○議長（鹿中順一君） 日程第13、意見書案第4号 年金削減政策を中止し、さらなる充実を求める意見書についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

3番、茂呂竹裕子さん。

○3番（茂呂竹裕子さん） [登壇] 年金削減政策を中止し、さらなる充実を求める意見書案について、全文を読み上げて提案いたしますのでよろしくお願いいたします。

今日、医療・年金・介護など日本の社会保障はあらゆる分野で危機に瀕している。年金制度への国民の信頼は揺らぎ、「医療崩壊」「介護難民」など社会保障の基盤そのものが大きく崩され、命が脅かされている。このような状況のもと、崩された社会保障を再生することは国民の切実な要求となっている。

年金保険料の際限ない値上げと給付削減、支給開始年齢の先延ばしなどによって国民の年金不信は広がり、国民年金保険料の未納者が321万人に上るという深刻な空洞化を引き起こしている。

今年度には、1月から12月の消費者物価下落に相当する0.3%削減が6月に支給される4・5月分の年金から適用、12月支給分の年金から「特例水準」（過去に物価が下がったときに据え置いていたために発生した本来水準分との差額分）2.5%のうち0.9%の削減、2013年度、2014年度も0.8%ずつの削減が予定されている。

また、「特例水準」解消後には、年金を自動的に削減し続ける「マクロ経済スライド」の発動も検討対象となっている。

これ以上の低年金の押しつけは、年金生活者の暮らしにとって重大な打撃となるだけでなく、地域経済にも一層大きな影響を及ぼすことが明らかである。

よって、政府は以下の項目について検討し、実現するよう強く求める。

1、年金削減政策を中止し、無年金・低年金の解決を図ること。

2、年金受給資格期間の短縮を図ること。

3、「マクロ経済スライド」の発動はやめること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものです。

提出先は表に書かれているとおりですので、ご賛同よろしくお願ひいたします。

○議長（鹿中順一君） 本案について意見を求めます。

（「なし」の声あり）

○議長（鹿中順一君） これより意見書案第4号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（鹿中順一君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎報告第5号

○議長（鹿中順一君） 日程第14、報告第5号 専決処分の報告について、損害賠償の額を定めることについてを議題とします。

暫時休憩します。

休憩 午前11時41分

再開 午前11時42分

○議長（鹿中順一君） 休憩を閉じ再開します。

町長から地方自治法第180条第1項の規定により専決処分の報告書の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承願ひます。

#### ◎報告第6号

○議長（鹿中順一君） 日程第15、報告第6号 株式会社津別町振興公社の経営状況

についてを議題とします。

町長から株式会社津別町振興公社の平成 23 事業年度事業報告及び決算、平成 24 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承をお願いします。

#### ◎報告第 7 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 16、報告第 7 号 株式会社相生振興公社の経営状況についてを議題とします。

町長から株式会社相生振興公社の平成 23 事業年度事業報告及び決算、平成 24 事業年度事業計画及び予算について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により関係書類の提出がありましたので、本定例会に報告するものであります。

本件につきましてはご了承を願います。

#### ◎報告第 8 号

○議長（鹿中順一君） 日程第 17、報告第 8 号 例月出納検査の報告についてを議題とします。

監査委員から平成 23 年度 4 月分、平成 24 年度 4 月分の例月出納検査について報告書が提出されたので、本定例会に報告するものであります。

本件についてはご了承を願います。

#### ◎閉会の宣告

○議長（鹿中順一君） 以上で本定例会に付議された事件はすべて終了しました。

これで平成 24 年、第 3 回津別町議会定例会を閉じ閉会します。

ご苦労様でした。

(午前 11 時 45 分)

